

協会と会員を結ぶ広報誌

宅建あおもり



社団法人 青森県宅地建物取引業協会
社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部
<http://www.aomori-takken.or.jp>
平成23年11月15日発行〈隔月刊〉



Vol.142



原状回復をめぐるガイドラインの再改訂について
平成23年度宅地建物取引主任者資格試験終了
衆議院議員田名部匡代氏 協会顧問に就任

Takken Aomori



C O N T E N T S

| | |
|--------------------------|----|
| 原状回復をめぐるガイドラインの再改訂について | 1 |
| 平成23年度宅地建物取引主任者資格試験終了 | 4 |
| 平成23年度一定課程研修会・一般公開セミナー終了 | 4 |
| 法定講習会のお知らせ | 5 |
| 衆議院議員田名部匡代氏 協会顧問に就任 | 5 |
| 平成24年登録実務講習・平成24年登録講習 | 6 |
| 当協会会員専用サイト及びハトマークサイト青森 | 7 |
| 青森警察本部との覚書 調印式 | 7 |
| 業界インフォメーション・トピックス | 8 |
| 新入会員紹介 | 10 |
| 協会の主な活動記録 | 12 |

公取協ステッカー販売中

1枚 600円



積極的に入会のご推薦を!!

【豊富で多彩な会員メリットの数々。宅建協会へご入会を!】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割以上の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担保60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086



ハトマークバッジを
着用しましょう

我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、協会の会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。協会では、ハトマークバッジを@300円で販売しております。各支部で扱っております。

原状回復をめぐる ガイドラインの再改訂について



再改訂の概要

〈ガイドライン本体〉

賃貸人の負担区分の見直し内容

- ① 喫煙によるヤニ・臭い
- ② ペット飼育による損傷・臭い
- ③ キャスター付きのイス等によるフローリングの損傷
- ④ 地震等に対する家具転倒防止の措置
- ⑤ エアコンの内部洗浄
- ⑥ 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草
- ⑦ 落書き等の故意による毀損
- ⑧ 鍵の紛失、破損による取替え

※契約書に添付する原状回復条件に関する雛形の追加(後日掲載)

※精算明細書の雛形の追加(後日掲載)

賃借人の負担区分の見直し内容

- ① 経過年数の考慮の際の残存価値の見直し
- ② 設備機器の経過年数の考慮の際の耐用年数の明確化
- ③ フローリング張替えの場合の経過年数の考慮の明示
- ④ その他(建具等の経過年数の考慮、喫煙による負担単位)

再改訂の内容

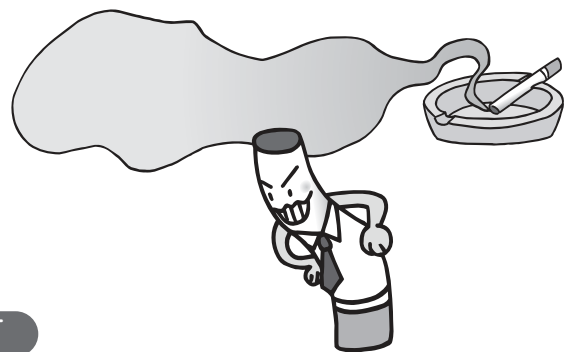
〈ガイドライン本体〉

賃貸人の負担区分の見直し内容

これまでのガイドラインの運用や社会情勢の変化等を踏まえ、基準の見直しや明確化・具体化のため、旧ガイドラインにおいて定められていた基準について、改訂したもの(下記の①、②)、削除したもの(③)、追加したもの(④～⑧)となっています。

① 喫煙によるヤニ・臭い

改訂



旧ガイドラインでは喫煙自体は通常の使用で用法違反等ではないとされていましたが、喫煙者の減少、喫煙に関する社会情勢等にも鑑み、通常の使用であることを前提とするのではなく、汚損がある場合について賃借人の負担となるという趣旨で位置づけ・内容が変更されたものです(AからBへ位置付けの変更)。

また喫煙については、ヤニ汚れだけでなく、臭いが付着した場合に現状回復工事が必要となることから、その旨が明記されています。

さらに、特に賃貸物件が禁煙とされている場合は、喫煙は用法違反となることが明確化されています(したがって、その場合のヤニ・臭いについての原状回復費用は賃借人の負担となります)。

② ペット飼育による損傷・臭い

改訂

ペットの飼育についても、喫煙による臭いと同様、ペットの尿の後始末などが不十分で臭いが付着した場合に原状回復工事が必要になることから、その旨が明記されています。

さらに、特に賃貸物件がペット飼育禁止とされている場合は、ペット飼育は用法違反となることが明確化されています（したがって、その場合のキズ・臭いについての原状回復費用は賃借人の負担となります）。

③ キャスター付きのイス等によるフローリングの損傷

削除

キャスター付きのイス等によるフローリングのキズ、へこみについては、フローリングやキャスター付きイスが普及していること、実務上も賃借人の負担としているケースも少ないことなども踏まえ、特記する必要性も乏しいことから、削除されたものです。

なお、キャスター付きのイスを通常に使用した場合でもへこみなどが生じるようなフローリングなどの場合は、使用細則等で使用方法の注意喚起をすることが必要と考えられます。

④ 地震等に対する家具転倒防止の措置

追加

地震等に対する家具転倒防止の器具を設置するため壁等にくぎ・ネジで固定した場合に原状回復の問題が生じることから、そのような措置を講じる場合の方法として、賃借人に事前に承諾を得る扱いを新たに規定するとともに（この場合に原状回復費用の負担についても取り決めておくことが望ましいと考えられます）、原状回復の問題が生じなくぎ・ネジを使用しない方法（つっぱり棒等）の検討も提案されています。

⑤ エアコンの内部洗浄

追加

エアコンの吹き出し口のフィルターなどの清掃は、賃借人が通常の清掃として実施すべきものと考えられますが、エアコンのドラム等の内部洗浄までは、通常の生活において必ず行うとまでは言い切れず、賃借人の管理の範囲を超えていますので、賃借人の負担である旨が新たに規定されています。ただし、喫煙等による臭い、ヤニ等が付着している場合は、上記①と同様、通常の使用による汚損を超えるものとして、賃借人の負担ではないとされています。

⑥ 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

追加

庭付き戸建賃貸住宅における草取りが行われておらず、庭に雑草が生い茂った状態になった場合は、一般的な庭の管理として行われるべき草取りが適切に行われていなかった賃借人の善管注意義務違反と判断される場合が多いと考えられ、雑草の除去等の原状回復費用が賃借人の負担となる旨が新たに規定されています。

⑦ 落書き等の故意による毀損

追加

落書きなどの賃借人の故意による毀損は、賃借人の負担になることは「原状回復」の定義により明らかですが、賃借人に対する善管注意義務を注意喚起する意味もあり、その旨が確認的に明記されています。

⑧ 鍵の紛失、破損による取替え

追加

賃貸物件の鍵（エントランスのカードキー等を含む）の紛失や不適切な使用による破損は、賃借人の過失によるものであり、上記⑦と同様、賃借人の負担になることは「原状回復」の定義により明らかですが、賃借人に対する善管注意義務を注意喚起する意味もあり、その旨が確認的に明記されています。

賃借人の負担区分の見直し内容

① 経過年数の考慮の際の残存価値の見直し

ガイドラインにおいては、経過年数による減価割合については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等を参考にするとされていますが、平成19年の税制改定によって残存価値が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価1円まで償却できることとなったため、それに合わせて、ガイドラインにおける経過年数の考慮も、その内容を反映させて、改訂されたものです。

したがって、例えばクロスであれば、旧ガイドラインにおいては、1年で15%の減価（ $(100\% - 10\%) \div 6$ 年）で経過年数を考慮していましたが、再改訂後のガイドラインによると約16.7%（ $100\% \div 6$ 年（残存簿価1円は省略して計算））で経過年数を考慮することとなります。

② 設備機器の経過年数の考慮の際の耐用年数の明確化

設備機器については、旧ガイドラインでは一律に耐用年数を8年として経過年数を考慮することとしていましたが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において設備機器に応じて耐用年数が定められていることから、その耐用年数を参考に経過年数の考慮をきめ細かくできるように、主な設備について耐用年数を新たに明記されています（なお、明記されていない設備については、同様に、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定あるいは運用を参考に経過年数の考慮を行うこととなります）。

③ フローリング張替えの場合の経過年数の考慮の明示

フローリングについての経過年数の考慮については、フローリングの原状回復工事として部分補修が前提とされ、経過年数を考慮しないと規定されていました。しかし、フローリング全体にわたっての毀損により床全体の張替えが必要になる場合もときにはあり、その場合には経過年数の考慮をすることが適当と考えられますが、その旨が明記されておらず疑義が生じていた場合もあったため、張替えた場合には経過年数を考慮する旨が確認的に規定されたものです。

この際の経過年数の考慮については、建物の耐用年数によることとされていますが、建物の耐用年限の途中でフローリング床の全面張替えを行った場合には、張替えを行った時点の価値を100%として、当該建物のもともとの耐用年数で、残存価値が1円になるような直線を想定し、賃借人の負担割合を算定することとされています（ガイドライン（再改訂版）に関する意見募集についての国土交通省の考え方の資料より）。

④ その他

■ 建具等の経過年数の考慮

建具等については、経過年数は考慮しないとされていますが、減価償却において当該賃貸住宅の建物と一体で償却している場合も考えられ、そのような場合には、建具等の経過年数の考慮においても、建物の耐用年数に応じて算定することができることが明記されています。

■ 喫煙による負担単位

クロスについての賃借人の負担単位は、㎡単位（あるいは一面分）が原則とされていますが、喫煙等により居室全体においてクロス等がヤニで変色していたり臭いが付着したりしている場合は、居室全体のクリーニングまたは張替え費用を賃借人負担とすることも認められる旨が明記されています。



平成23年度宅地建物取引主任者資格試験終了

10月16日(日)、平成23年宅地建物取引主任者資格試験が全国一斉に行われた。青森県では、当協会が試験実施機関である財団法人不動産適正取引推進機構の協力機関として実施した。

試験会場である青森大学の試験本部に(試験監督員)45名が集合し、午前10時より試験監督員説明会を行った。その後、各担当試験室のチェックや整備等を行い、午後1時より試験開始となり滞りなく午後3時に試験終了した。

今年度の受験状況は下記のとおり。合格発表は11月30日(水)で、東奥日報、デーリー東北、陸奥新報それぞれ朝刊に掲載される他、県庁東棟1階、財団法人不動産適正取引推進機構及び、ホームページに合格者の受験番号が記載される。

宅地建物取引主任者受験状況(青森県)

| | 一般 | うち講習修了者 |
|------|------|---------|
| 申込者数 | 1160 | 106 |
| 受験者数 | 949 | 97 |
| 欠席者数 | 211 | 9 |



平成23年度一定課程研修会・一般公開セミナー終了

一定課程研修会は、例年通り弘前、青森、八戸の3会場で開催しました。

今年度も「一般公開セミナー」を同時開催し、多数の一般消費者も受講されました。研修科目は、今年7月1日に施行された青森県暴力団排除条例について(青森警察本部担当官)、不動産取引に関する最近の裁判例等については、当協会顧問弁護士松田弘氏にお願いし、ご講演いただきました。

来年度も開催する予定ですので、日程等が決まりました

い会報等でお知らせ致します。

各会場の出席者数は表のとおり。

| | 出席者数 | 合計(出席率) |
|-------------------------|------|-----------------|
| 弘前会場 (平成23年8月26日終了) | 122名 | 575名 (90.6%) |
| 青森会場 (平成23年10月23日終了) | 205名 | |
| 八戸会場 (平成23年11月2日終了) | 248名 | |



安田会長



弁護士 松田弘氏



宅地建物取引主任者

法定講習会のお知らせ

宅建業の業務に従事するためには、当協会が実施する法定講習を受講し主任者証の交付を受けなければなりません。

受講にあたっては事前に申込みが必要ですのでご注意ください。

更新手続きについて

(1)宅建業に従事していない方、または従事する予定のない方

主任者証の更新手続きをしなくても主任者登録は失効しませんので、受講の必要はありません。ただし、この場合、有効期限が切れた主任者証を持っている方は、すみやかに青森県知事に返納する必要があります。

(返納先：当協会)

(2)宅建業に従事している方

主任者証の有効期限が切れますと、新たに交付を受けるまでの期間、取引主任者としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を受講する必要があります。

法定講習会申込み方法

講習会申込みには、協会本部または支部窓口へ必要書類を持参して申込み場合と、郵送の場合の2通りあります。

法定講習会実施予定日

- 平成23年11月18日(金)
- 平成24年 3月 9日(金)
- 場所 ホテル青森

申込み必要書類

- ①宅地建物取引主任者証交付申請書
(用紙は、協会本部・支部にあります)
- ②顔写真3枚 (カラー3cm×2.4cm 3枚)
- ③申請手数料 4,500円
受 講 料 11,000円
合 計 15,500円
- ④認印
- ⑤法定講習会受講申込み書

衆議院議員田名部匡代氏 協会顧問に就任



平成23年10月11日(火)に八戸支部長久保博愛のご尽力により、衆議院議員田名部匡代氏が当協会顧問として快くご承諾いただきましたのでご報告いたします。

また、田名部氏は当協会の上部団体である全国不動産政治連盟が組織する民主党不動産団体議員連盟にもご参加いただいております。

田名部匡代八戸事務所

〒031-0088 八戸市岩泉町4-7
TEL: 0178-44-1414



Point! 近代化センターの講習が皆様に選ばれる理由



不動産主要5団体の
推薦あり



演習日を即決!
簡単Web申込み

平成24年宅地建物取引主任者資格登録のための

登録実務講習

スケジュール(概要)



| | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 |
|--------|------------------|---------|----------|----------|---------|---------|
| 受講申込 | 11月下旬～(第1～6期共通) | | | | | |
| 申込締切 | 12/5(月) | 12/8(木) | 12/17(土) | 12/24(土) | 1/11(水) | 1/30(月) |
| 通信講座 | 教材到着後～演習日(約1ヶ月間) | | | | | |
| 演習 | 1月上旬 | 1月中旬 | 1月下旬 | 2月上旬 | 2月中旬 | 3月 |
| 修了証の発送 | 修了試験合格後、スピード発送! | | | | | |

演習地区(予定) 札幌 仙台 埼玉 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 広島 福岡

受講料 未定 (業界団体割引料金にて受講できます)

登録実務講習実施機関(2)第1号
(財)不動産流通近代化センター 登録実務講習係 電話 03-5843-2076 (平日9:30～17:00)

平成
24年

登録講習

宅建試験5問免除の講習です

(昨年度実績)

受講資格 宅地建物取引業に従事し、有効な従業者証明書を保持している方が受講できます

スケジュール(概要)

| | 1期 | 2期 | 3期 |
|--------|-----------------|-------|-------|
| 受講申込 | 1月上旬～(1・2・3期共通) | | |
| 申込締切 | 3月下旬 | 4月中旬 | 4月下旬 |
| 通信講座 | 4月初旬～ | 4月中旬～ | 5月上旬～ |
| スクーリング | 6月初旬～ | 6月中旬～ | 7月上旬～ |
| 修了証の発送 | 6月中旬 | 7月中旬 | 7月下旬 |

スクーリング地区(予定) 札幌 仙台 埼玉 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 福岡(予定)

受講料 未定 (業界団体割引料金にて受講できます)

国土交通大臣登録講習機関(3)第001号
(財)不動産流通近代化センター 登録講習係 電話 03-5843-2077 (平日9:30～17:00)

(財)不動産流通近代化センター

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル8階

<http://www.kindaika.jp/>

近代化センター

検索



ご利用ください!

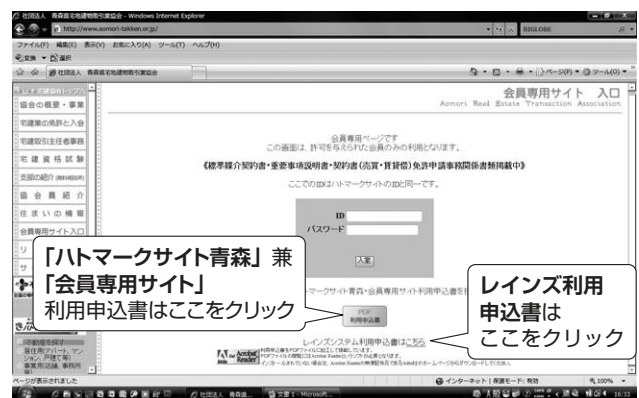
当協会会員専用サイト及びハトマークサイト青森

<http://www.aomori-takken.or.jp/>

当協会のホームページ（会員専用サイト）では、免許申請関係書類、標準媒介契約書、重要事項説明書、契約書（売買・賃貸借）の様式を掲載し、会員の皆様のご利用をお待ちしております。ご利用の際は、ID・パスワードの取得が必要となるため、利用申込書の提出（レインズ利用申込書も必要）をお願いします。協会ホームページの会員専用サイト入口にPDFファイルで利用申込書（レインズ利用申込書も同様）を掲載しておりますので、ご記入の上、協会本部（017-773-5180）までFAXで送付願います。

また、会員専用サイトのID・パスワードはハトマークサイト青森会員専用のID・パスワードと兼用しております。

なお、ハトマークサイト青森に登録された物件は、公開先の設定により自動的に「レインズ」と「不動産ジャパン（財団法人不動産流通近代化センター運営）」に登録物件情報が公開されます。



青森警察本部との覚書 調印式 「こどもレディース110番の店「もしものとき まもってあげる」

当協会では、青森県警本部・青森県教育委員会（後援）と連携し、「こどもレディース110番の店」活動を実施しておりますが、平成23年9月20日（火）正式に青森警察本部と覚書を交わしましたので、お知らせいたします。

犯罪のターゲットにされやすい子供と女性を守るため、会員の皆様の店頭にはハトマークつきの「こどもレディース110番の店」ステッカーを貼っていただき、駆け込んできた子供や女性を保護して、安心して暮らせる青森県にするという活動です。



会員の皆様で、店頭には貼付している「こどもレディース110番の店」ステッカーが汚損等された場合は、無償で配布いたしますので協会本部までご連絡下さい。

民間賃貸住宅に関するアンケート調査のお礼

先般、お忙しい中、県より依頼された民間賃貸住宅に関するアンケートへの回答につきましてご協力を賜り、誠にありがとうございました。

皆様のおかげで、貴重な意見がたくさん集まりました。

この場を借りて深くお礼申し上げます。

社団法人青森県宅地建物取引業協会

会長 安田 勝 位

全宅住宅ローン申込状況 平成23年10月末現在

(単位：件・千円)

| 会員地区名 | 10月申込件数 | 10月申込金額 | 今年度申込件数 | 今年度申込金額 | 累計申込件数 | 累計申込金額 |
|-------|---------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 青森 | 11 | 227,280 | 93 | 1,866,080 | 408 | 8,010,895 |

業界インフォメーション・トピックス

topic

西北五支部 不動産フェア開催

9月23日、西北五支部会員による不動産フェアを昨年同様、五所川原市エルムの街ショッピングセンターにて開催いたしました。心配されていた台風も過ぎ去った後で天気にも恵まれ、連休初日ということもあり、ショッピングセンターの開店前から沢山の家族連れで賑わっていました。

ショッピングセンターの出入口付近では、不動産フェアPRの為、支部の法被を着用して、昨年好評だったハトマークのロゴが入った風船を買い物客に配りました。

相談会場には家族連れで訪れた方から、「これから新築すると住宅エコポイントはでるのか」、「住宅資金を親からもらう場合、いくらまで非課税なのか」などの相談があり、会員らがパンフレットなどを利用して説明をしていました。

今後も地域の方のお役にたつ為、継続して開催していきたいと思っております。



西北五支部 不動産無料相談会を開催

10月29日、地域貢献事業の一環として、西北五支部会員による不動産無料相談会を五所川原市エルムの街ショッピングセンターにて開催いたしました。

ショッピングセンター入口では、恒例となった風船配りに買い物客が列をつくって並ぶ姿も見られ、中には『先日不動産フェアを開催しておりましたね』などと声をかけて下さる方もおりました。

相談会場の隣では、別のイベントで韓国歌手のミニライブ&トークショーが午前の部、午後の部と開催されており、若い世代から年配の方まで会場は沢山の人で賑わいを見せ、無料相談会も大盛況のうちに終了いたしました。

これまで継続してきた不動産フェアや無料相談会を通して、地域の方々の生活の支えとなっていけるよう、今後も継続していきたいと思っております。



八戸支部 環境整備事業

平成23年10月2日(日)今年度公益目的事業の一つ、環境整備事業・涵養林育成の為のツタ切り作業を20名の参加者のもとに行いました。当日は天気も良く作業を行う場所が大館地区の谷間の為、強い風が遮られ、参加された方々は顔に汗をにじませながら無事作業を終えることが出来ました。作業終了後は、場所をこどもの国に移してバーベキューを満喫しました。今後も恒例事業としてツタ切りを続けていく予定です。



青森支部 一般公開 新春セミナー開催のご案内

■日 時

平成24年1月25日(水)
午後2時30分～午後5時30分

■場 所

ホテル青森 3階 『孔雀西の間』

■主 旨

- 災害時のオーナー及び入居者としての対応について
- 人間形成の社会に於ける貢献

■内 容

第1部

テーマ『災害時のオーナー責任と賃貸物件の対策』

講 師 ベル・プレックス 代表

(株)ミサワホーム総合研究所 理事 鈴木 卓哉 氏

第2部 テーマ『夢に向かって』

講 師 弘前市教育委員会保健体育課

主査 齋藤 春香 氏

(2008年北京オリンピック金メダル獲得
ソフトボール日本代表 前監督)

■受講料 無 料

■お申込み締切日

平成24年1月20日(金)まで

■お申込み先及びお問い合わせ先

(社)青森県宅地建物取引業協会 青森支部

TEL 017-734-2355

FAX 017-734-2356

E-mail info@hatomark-aomori.com

新入会員 紹介



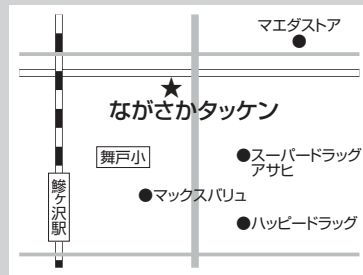
今後ともよろしく
お願いいたします。



林崎 清二 《西北五支部》

商号又は名称/ながさかタックン
免許番号/青森県知事(1)3368
取引主任者/鈴木啓史(青森)1752

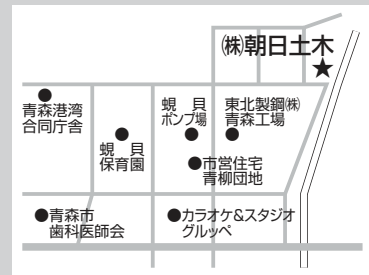
西津軽郡鰐ヶ沢町大字舞戸町字西禿25-4
TEL.0173-82-2335
FAX.0173-82-2337
入会年月日/平成23年9月22日



原田 重博 《青森支部》

商号又は名称/株式会社朝日土木
免許番号/青森県知事(1)3370
取引主任者/森 和幸(青森)4767

青森市青柳1-16-93
TEL.017-773-9997
FAX.017-773-9998
入会年月日/平成23年9月27日



宮古 敏美 《三沢支部》

商号又は名称/宮古不動産(株)
免許番号/青森県知事(1)3372
取引主任者/宮古敏美(青森)3829

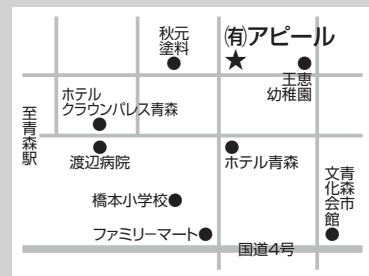
三沢市岡三沢6-110-2
TEL.0176-51-1625
FAX.0176-51-1625
入会年月日/平成23年9月30日



山口 修 《青森支部》

商号又は名称/有アピール
免許番号/青森県知事(1)3373
取引主任者/猪股明美(青森)2970

青森市青柳2-2-22
TEL.017-731-1765
FAX.017-731-1766
入会年月日/平成23年10月21日



10月末 支部別会員数

| 青 森 | 八 戸 | 弘 前 | 南 黒 |
|---------|--------|--------|---------|
| 203(13) | 143(7) | 102(6) | 28(1) |
| 十和田 | 三 沢 | 西北五 | 下北むつ |
| 49(3) | 43(3) | 28(0) | 39(1) |
| 合 計 | | | 635(34) |

()内は従たる事務所

会員退会状況

退会者

| 年月日 | 所属支部 | 商号又は名称 | 事務所所在地 | 代表者名 |
|----------|------|--------|------------|-------|
| 23年9月21日 | 下北むつ | むつ宅建商事 | むつ市新町10-8 | 花松 昭八 |
| 23年9月30日 | 八戸 | 有限嘉栄産業 | 八戸市柏崎6-7-4 | 下斗米健志 |

会員異動状況

| 年月日 | 所属支部 | 商号又は名称 | 変更事項 | 変更後 | 変更前 |
|-----------|------|--------------------|--------|----------------------|-----------------------------|
| 23年9月6日 | 弘前 | 株式会社ハシモトホーム弘前支店 | 取引主任者 | 山崎 秀子(青森)3555 | 後藤 和也(青森)2655 |
| 23年10月1日 | 青森 | 有限ライフステージ | 取引主任者 | 高橋 友美(青森)4797 | 鳴海 和子(青森)2686 |
| | | | | 白鳥 卓志(青森)4771 | (増員) |
| 23年10月1日 | 八戸 | 株式会社エステート丸石 | 取引主任者 | 川代 歳昭(青森)1243 | (増員) |
| 23年10月7日 | 弘前 | 有限ひろさき地所 | 取引主任者 | 祖父尼資久(青森)4586 | 鳴海 敬之(青森)3971 |
| 23年10月11日 | | | 代表者 | 祖父尼資久 | 小林 とし |
| 23年10月13日 | 十和田 | 株式会社ハシモトホーム十和田三沢支店 | 取引主任者 | 田原 光広(青森)4277 | 向江 政信(青森)2266 |
| | | | 事務所所在地 | 三沢市松園町3-6-16 | 十和田市大字洞内字後野331-15 |
| | | | TEL | 0176-58-6511 | 0176-21-4575 |
| | | | FAX | 0176-57-1233 | 0176-21-4576 |
| 23年10月20日 | 八戸 | 有限敬商事 | 事務所所在地 | 八戸市根城6-2-7 ウィンドビル201 | 八戸市長苗代字内舟渡39-10 ピリプ太陽B号室 |
| | | | TEL | 0178-32-7165 | 0178-28-7322 |
| | | | FAX | 0178-32-7166 | 0178-28-7340 |
| 23年10月21日 | 青森 | 株式会社ハシモトホーム青森支店 | 取引主任者 | 石黒 博基(青森)4381 | 佐藤 正人(青森)2528 |
| 23年10月21日 | 弘前 | 株式会社ハシモトホーム弘前支店 | 取引主任者 | 佐藤 正人(青森)2528 | 山崎 秀子(青森)3555 |

従業者異動状況

採用

| 年月日 | 所属支部 | 商号又は名称 | 従業者氏名(証明書番号) |
|-----------|------|-----------------|----------------|
| 23年8月1日 | 弘前 | アセットクルー(株) | 大瀬留美子(110802) |
| 23年8月20日 | 弘前 | 有限建匠おだざり | 小田桐洋文(110804) |
| | | | 小田桐正嗣(110805) |
| 23年10月1日 | 八戸 | 有限大橋不動産 | 小川 幸江(111007) |
| 23年10月13日 | 弘前 | 株式会社ハシモトホーム弘前支店 | 熊野 雅勝(1110F07) |
| 23年10月21日 | 青森 | 有限アピール | 石岡貴美子(111002) |
| | | | 横山 晃(111003) |

退職

| 年月日 | 所属支部 | 商号又は名称 | 従業者氏名(証明書番号) |
|-----------|------|-----------------|----------------|
| 23年6月30日 | 弘前 | 株式会社インベスターバンク | 唐牛 隆靖(101203) |
| 23年10月15日 | 弘前 | 株式会社ハシモトホーム弘前支店 | 佐藤 清吾(1103F05) |

訃報

下北むつ支部 花松 昭八 儀 謹んでご冥福をお祈り申し上げます

協会の主な活動記録

協 会 三 団 体 関 係

| 年月日 | 会議・行事等の名称 | 場 所 |
|--------------|--|--------------|
| 平成23年 9 月13日 | 第4回総務経理委員会 【報告事項】 ①第3回試験事務説明会出席報告について ②資格試験受付状況について ③公益社団法人認定申請のために定款の総務学事課による改正について 【審議事項】 ①第2回常務理事会・理事会・本部支部役員研修会について | 青森市 会館1階小会議室 |
| 23年10月14日 | 第4回企画情報委員会 ①広報誌「宅建あおもり」11月号発行について ②ホームページリニューアルについて | 青森市 会館1階小会議室 |
| 23年10月15日 | 資格試験七つ道具準備 | 青森市 会館1階小会議室 |
| 23年10月16日 | 資格試験監督員説明会・宅地建物取引主任者資格試験 法務委員による打合せ会 ①青森県暴力団排除条例に対応した誓約書・確認書の制定について | 青森市 青森大学 |
| 23年10月21日 | 一般公開セミナー及び一定課程研修会 | 青森市 ホテル青森 |

他 団 体 関 係

| 年月日 | 会議・行事等の名称 | 場 所 |
|---------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 平成23年 9 月 2 日 | 青森県住宅政策検討委員会 | 青森市 アラスカ会館 |
| 23年 9 月14日 | 都道府県政治連盟会長・幹事長合同研修会 | 東京都 品川プリンスホテル |
| 23年 9 月20日 | 青森県警察本部との「こどもレディス110番の店」覚書調印式 | 青森市 青森県警察本部 |
| 23年 9 月26日 | 全宅連第2回情報提供委員会 国土交通省業法施行規則改正説明会 | 青森市 県不動産会館 東京都 浜離宮建設プラザ |
| 23年 9 月28日 | 北海道・東北・甲信越地区連絡会 | 岩手県 ホテル紫苑 |
| 23年10月21日 | 日本司法支援センター青森地方協議会 | 青森市 日本赤十字社青森県支部 |
| 23年10月27日 | 東北地区宅建協議会 | 宮城県 松島一の坊 |
| 23年10月28日 | 第2回あおもり移住交流推進プラットフォーム | 青森市 青森県庁西棟 |

編 集 後 記

当協会では、公益社団法人の取得に向けて作業を進めています。

それに伴って、弊誌「宅建あおもり」も紙面の見直し作業を行っています。

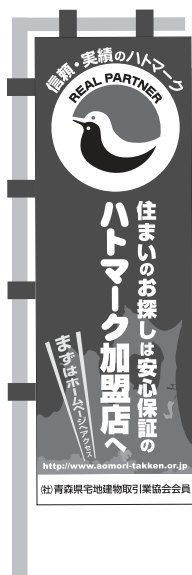
今までは、主に当協会会員向けの情報発信でした。これからは、一般消費者の皆様にも読んでもらえる紙面を目指し、検討を重ねています。

我々企画情報委員は無い知恵を絞りながら、来期からのリニューアルを目指しています。皆様からの要望やアイデア等がありましたら、ぜひご提案ください。新「宅建あおもり」に反映させたいと思います。

ともあれ、11月号も無事に発行できました。

これからの「宅建あおもり」にご期待ください。

企画情報委員 葛西 清光



店頭へ
ハトマークのぼりを
設置しましょう。
頒布価格 一枚千円



社団法人 青森県宅地建物取引業協会
社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)



シンボルマーク（ハトマーク）は、私たちがこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。また、REAL（不動産の・本当の）PARTNER（仲間・協力しあう）は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

代理店募集のご案内

宅建協会を母体とする少額短期保険事業者です

「株式会社 宅建ファミリー共済」は、宅建協会が母体となり協会会員の業務支援を目的に発足した、賃貸物件入居者向けの共済制度「宅建ファミリー共済会」の事業を継承した少額短期保険事業者です。平成18年の保険業法改正に伴い、少額短期保険事業者として登録し、平成20年4月から営業を開始いたしました。営業開始以来、多くの協会会員の皆様にご利用いただき、売上にあたる保険料収入や利益とも順調に推移し、50万人を超える契約者の皆様の補償を引き受けております。

弊社は、入居中の火災や盗難及び水漏れ事故等による経済的損失を補償するとともに、日常生活に伴う賠償責任補償を行い、お客様に安心をご提供することを通して、豊かな住生活の創造の一助となれればと考えております。

画期的な「発券機システム」で、素早く、効率的に!

FAX発券機を用いて「保険契約証 兼 領収証」をその場で発行

- 手書きの保険契約申込書を無料貸与する発券機(FAX機能付)から送信すると、およそ5分程度で「保険契約証 兼 保険料領収証」が発券機より出力されます。
- 領収証も契約ごとに発行されますので、保険料専用領収証の管理は不要です。



詳しい内容は、FAXもしくはTELにてお問い合わせください!

FAX:03(3262)8600 TEL:03-3234-1151(宅建ファミリー共済 営業部)

資料のご請求は、下記に必要事項をご記入いただき、FAX送信をお願いいたします。

| | | | |
|-------|------------|--------|-------------|
| 貴社名 | | 代表者名 | 様 |
| ご担当者名 | 様 | E-mail | @ |
| 電話 | () | FAX | () |
| 支部名 | 青森県宅建協会 支部 | 免許番号 | 大臣知事 ()第 号 |
| 現住所 | 〒 - | | |

◎FAXをいただきました宅建協会会員の皆様には、担当者よりご連絡差し上げます。

【個人情報の取扱いについて】

本書面により弊社が取得いたしました個人情報について、個人情報保護法および関連するその他法令・規範を遵守し、代理店委託契約の説明および確認以外の目的には使用いたしません。